

# 民事訴訟のイメージについて

(民事訴訟を委任する方々へのご参考のために)

---

## 1 訴訟は事実の争い

訴訟事件における争いの実質は、99パーセントが事実の争いです。裁判所における審理も、圧倒的に事実の認定が中心です。事実の争いがなく、法解釈や理論だけで勝敗が決まる事件は意外に少ないものです。そして、事実は、証拠によって証明されますから、証拠が最も大事です。しかし、決定的な証拠が得られないことも多く、苦勞することが少なくありません。その場合、間接的な証拠(距離のある証拠)を丹念に集める作業も大事になります。このように、民事訴訟では、「事実と証拠」にこだわる姿勢が大切になります。

## 2 説明の重要性

依頼者は、体験した事実を弁護士に説明し、これによって弁護士が書面を作成します。裁判所に提出する準備書面等の書面では、概ねにおいて、「5W1H」、すなわち「誰が(Who)、何を(What)、いつ(When)、どこで(Where)、なぜ(Why)、どのように(How)」を踏まえながら事実関係を書いています。このうち、特に「時期」については、事前に資料に当たって確認し整理しておかないと、即座に思い出しにくいものです。もしも可能であるならば、弁護士との面談に先立って、事件の経過を時間順に整理しておくことをお勧めします。

## 3 裁判所への出頭

代理人である弁護士は、電話会議の方式によって手続が実施される場合を除き、訴訟手続が行われる期日(口頭弁論期日、弁論準備期日、和解期日など)に裁判所に出頭しますが、当事者(ここでは法人の担当職員を含みます。)も出頭して同席又は傍聴をすることができます。短時間で終わる手続もありますので、無駄に感じられることがあるかも知れませんが、当事者が手続の状況を見ることは有意義なことです。もっとも、当事者それぞれにご都合やご意向もありますし、出頭の必要性は期日によっても程度の差があります。そこで、出頭の要否につきましては、事前に弁護士と相談することを勧めます。なお、少なくとも依頼者が出頭しなかった手続については、後日、弁護士が概要を報告いたします。

## 4 期日間の打ち合わせ

裁判所の期日は、1～2か月に1回程度のテンポで開かれますが、期日間には、法律事務所において、打ち合わせの機会を持つことがよくあります。その打ち合わせでは、弁護士と依頼者が面談をして、その時々が生じた課題を中心に調査検討や協議を行い、今後の準備作業を検討します。

## 5 裁判官への説得が大事

当事者(原告・被告)が訴訟の場で行う主張や立証は、裁判官の頭の中に当方に有利な心証が形成されることを目的にしています。相手方を非難攻撃してダメージを与えることが目的ではありません。相手方をののしるような感情的な言葉づかいや文体は、裁判所に好印象を与えないことが考えられます。この点は、依頼者の目から見て、当たり前なことでもあるし、当たり前でないかも知れません。

## 6 原本と写し

証拠書類(「書証」ともいいます。)を裁判所に提出する場合、書類の「原本」(本物)と「写し」(コピー)を区別することが求められます。実際には「原本」と「写し」の区別が分かりにくい例もありますが、原本を保有する書類は、特に支障や困難がないかぎり、原本で提出するのが望ましいとされます。原本の場合、手続の必要に応じて関係者に提示できるよう、弁護士において訴訟終了まで原本を厳重に保管するのが通常の扱いです。原本の提出が困難な書類でないかぎり、できるだけ原本を手許に集めておいてください。

## 7 書類の提出方法について

代理人弁護士が裁判所に書類を提出する場合、原則として、裁判所に提出すると同時に相手方当事者(代理人があるときは代理人)にも同じ書類を直送します。提出・直送の方法は郵便又はFAXです。原告(又は被告)が複数の場合(同一の代理人がついている場合を除く。)の原告間(又は被告間)では、提出書類の直送の義務はありませんが、相互に直送することが多くあります。

## 8 訴訟資料の整理について

弁護士が、相手方や裁判所との間で授受する書類は、ほとんど例外なく、写しが依頼者に提供されます。受け取った関係資料は、書類ファイル(市販の紙ファイルで結構です。)に綴じて整理することをお勧めします。そのファイルは、なるべく打ち合わせの席にご持参ください。

## 9 結果保証の禁止について

弁護士は、委任の趣旨に沿って委任者にとって有利な成果が得られるよう誠実に努力します。しかし、委任者にとって必ず有利な成果が得られることは保証できませんし、保証してはならない決まりになっています(日弁連制定の弁護士職務基本規程29条2項)。訴訟では裁判官が判断するところに従って事件が解決されますので、裁判官の個性の差もあり、希望した結果になるとは限らず、結果を確実に予見することは困難です。また、当方が原告の場合、せっかく勝訴の結果を得ても、相手方が判決に従った履行をしない場合があります。

## 10 訴訟は二人三脚

訴訟は、弁護士と依頼者による良き協力関係が大切です。弁護士は訴訟に対して注意と努力を傾けることをお約束いたしますが、依頼者におかれても、必要な作業が発生します。とくに事実の整理や証拠の取得・整理が成功するかどうかは、かなりの程度、依頼者のお力にかかっています。弁護士が立案した書面の点検をお願いすることもあります。お気づきのことがありましたら、ご遠慮なくご連絡をください。

## 11 弁護士報酬等について

弁護士は、弁護士報酬(着手金、報酬金、日当など)及び費用(実費)を受けませんが、簡易な事件を除き、弁護士報酬等を明確にした委任契約書を作成して費用負担を明確化すべきことが会規(日弁連弁護士職務基本規程)によって定められています。着手金は、弁護士が事件処理に着手する際に受ける弁護士報酬であり、着手後に委任契約が解約されても、返金がありません。「報酬金」は、判決確定や和解によって事件が解決した際に受ける弁護士報酬です。いわゆる「成功報酬」に近い意味です。弁護士報酬等についての詳細は、事件受任の際にご説明することになっています。なお、弁護士報酬及び費用のほかに、保証金、供託金、和解金などを弁護士(法律事務所)が預かる場合がありますが、このような「預かり金」の性質がある金銭については、預かり金専用の銀行預金口座に受け入れて保管することになっています。そのため、金銭の性質に応じて振込先の銀行預金口座が異なる場合があります。

## 12 尋問について

本人尋問(当事者に対する尋問)及び証人尋問(第三者に対する尋問)は、通常、争点と証拠の整理が完了した審理の最終段階において実施されます。数名の人

に対して尋問する場合も、できるだけ日を分けずに、1日とか半日という時間を使って連続的に実施するのが現在の実務の通例になっています。尋問は非常に大事な手続ですから、事前の準備を含めて大きなエネルギーを使います。裁判所は、尋問の場における問答を記録して、後日調書を作成します。

### 13 訴訟の期間について

「訴訟が終わるまでにどの程度の時間がかかるのか？」という質問をよく受けません。事件の長短は、相手方の争い方や裁判官の意向によっても揺れ動きますので、事前に見通しにくく、説明に苦慮しますが、依頼者にとって当然の関心事項です。一応の目安を申し上げますと、大きな争点が複数存在し、強く争われている事件において、判決によって事件を解決する場合には、第一審の訴訟手続だけで、1年～3年というように年単位での時間がかかります。また、一般に、強く争われている事件では、第一審の判決において敗訴した当事者は、控訴を提起する可能性が高いので、和解によって解決しないかぎり、勝っても負けても控訴審の審理がありうることを心の隅に留め置いてください。ただ、控訴審は、第一審よりも格段に期日数が少なく、短期間で判決に至るのが通常です。

以上

**神戸きらめき法律事務所**

〒650-0033 神戸市中央区江戸町98番地の1

TEL(078)326-0151, FAX(078)326-0152

©2013 Kouichi MURAKAMI